

## 健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

### 1. 改正の趣旨

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「子子法改正法」という。）により、児童手当等の支給に要する費用に充てるために、政府は保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされた（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の3）。そのため、保険者等は子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を徴収すること等とされた（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第71条の3第1項等）。
- 本政令案において、子子法改正法の一部の施行（令和8年4月1日施行分）に伴い、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）及び船員保険法施行令（昭和28年政令第240号。以下「船保令」という。）について、所要の改正を行う。

### 2. 改正の内容

- 健保令については、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、健康保険組合及び全国健康保険協会が積み立てを義務づけられている準備金に係る規定（第20条、第29条並びに第46条第1項及び第2項）において勘案されている、健康保険組合及び全国健康保険協会が納付の義務を負うもの（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護納付金等）の納付に要する費用に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を追加するほか、第20条、第29条、第63条第3号、第71条及び第72条について必要な規定の整備を行う。
- 船保令については、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、全国健康保険協会が積み立てを義務づけられている準備金に係る規定（第28条及び附則第6条）において勘案されている、全国健康保険協会が納付の義務を負うもの（介護保険法の規定による介護納付金等）の納付に要する費用に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を追加するほか、第28条及び第34条第3号について必要な規定の整備を行う。
- また、準備金のうち、子ども・子育て支援金にかかる部分については、一事業年度当たりの子ども・子育て支援金の平均額の1月分ではなく、平均額の1月分を超えない範囲内において、厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とする。

### 3. 根拠条文

- ・ 健保法第28条第1項、第30条、第160条の3
- ・ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第124条、附則第9条第1項

#### 4. 施行期日等

公布日：令和7年12月中旬（予定）

施行日：令和8年4月1日